

平成31年度組織改正（4月1日付け）について

1. 組織体制について

※（ ）内は定員数

新			旧		
企画財政部	子育て・教育支援複合施設準備室（2）	子育て・教育支援複合施設準備担当（1）	/		
環境部	下水道課（8）	事業経営係（2）	環境部	下水道課（7）	下水道管理係（6）
		施設管理係（5）			
都市建設部	まちづくり推進課（13）	まちづくり推進担当（4）	都市建設部	まちづくり推進課（11）	まちづくり推進担当（5）
		都市計画担当（5）			都市計画担当（5）
		住宅担当（3）			/

2. 定員数について

課・室	増減数	備考
子育て・教育支援複合施設準備室	+ 2	（仮称）子育て・教育支援複合施設の開設に向けた準備
下水道課	+ 1	公営企業会計の導入に向けた準備
まちづくり推進課	+ 2	住宅関連施策をまちづくり推進課に集約
合計	+ 5	

3. 分掌事務について

新			旧		
子育て・教育支援 複合施設準備室	子育て・教育支援 複合施設準備担当	子育て・教育支援複合施設の開設準備 に関すること。			
下水道課	事業経営係	(1)下水道事業の予算，決算に関する こと。 (2)公営企業会計への移行に関する こと。 (3)下水道事業に関する財政計画及び 資金計画に関すること。 (4)下水道使用料に関すること。 (5)指定下水道工事店に関すること。 (6)流域下水道に係る連絡調整に関 すること。 (7)専用水道事務等に関すること。 (8)課内の庶務に関すること。			
	施設管理係	(1)下水道事業の企画立案に関する こと。 (2)下水道工事の設計，施工及び監督 に関すること。 (3)下水道施設の維持管理に関する こと。 (4)下水道台帳の整理保管に関する こと。 (5)排水設備に関すること。			
まちづくり推進課	住宅担当※	(1)住宅施策に関すること。 (2)住宅等の耐震化に関すること。 (3)空家に関すること。 (4)都営住宅の入居申込みに関する こと。 (5)居住支援協議会に関すること。 (6)高齢者住宅（シルバーピア）に 関すること。			

※ 住宅担当の分掌事務（1）及び（2）はまちづくり推進課まちづくり推進担当から，（4）は市民課住民記録係から，（6）は高齢障がい課高齢者支援係からそれぞれ移管。